

(例規23)

陸幕募援第68号  
令和3年4月1日

各 方 面 総 監  
自 衛 隊 体 育 学 校 長  
陸上自衛隊幹部候補生学校長 殿  
陸上自衛隊衛生学校長  
陸上自衛隊高等工科学学校長

陸 上 幕 僚 長  
(公印省略)

自衛官等の採用時に行う薬物検査について (通達)

標記について、防人2第5452号(14.6.21)「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について(通達)」及び人2第5453号・運衛第5453号(14.6.21)「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について(通知)」に基づき、別紙のとおり実施されたい。

なお、別冊は業務の参考として活用されたい。

添付書類: 別紙

別冊

防人2第5452号(14.6.21)

人2第5453号・運衛第5453号(14.6.21)

## 自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要領

### 1 目 的

この例規通達は、自衛官、自衛官候補生、予備自衛官補及び陸上自衛隊高等工科学学校の生徒の採用時に行う薬物使用検査に係る実施要領を定めることにより、薬物使用者の入隊等を防止することを目的とする。

### 2 検査対象者

医科・歯科幹部（公募）、一般・歯科・薬剤科幹部候補生、陸上自衛官（看護）、一般曹候補生、自衛官候補生、2等陸士、予備自衛官補、陸上自衛隊高等工科学学校の生徒、体育特殊技能者及び任期付自衛官の採用予定者等とする（再任用自衛官、予備自衛官及び即応予備自衛官並びに既に隊員としての身分を保有する者は検査の対象外）。

### 3 薬物使用検査の実施責任者

付紙第1のとおり。

### 4 検査の細部実施要領

人2第5453号・運衛第5453号（14. 6. 21）「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について（通知）」（以下「局長通知」という。）による。

### 5 報告・通知

#### (1) 1次検査終了後

ア 薬物使用検査の実施責任者（以下単に「実施責任者」という。）は、局長通知別添第12項に示す1次検査の結果の取扱いにおいて薬物の使用を認めた採用予定者等が発生した場合には、付紙第2に示す様式を基準とし、任免権者に報告又は通知する（採用種目別に一検査一葉を基準）。

イ アの通知を受けた任免権者は、付紙第2に示す様式を基準とし、順序を経て速やかに陸上幕僚長に報告する。

#### (2) 2次検査終了後

ア 陽性反応が出た者についての報告

(ア) 実施責任者は、局長通知別添第15項に示す2次検査の結果陽性反応が出た者が発生した場合には、付紙第3に示す様式を基準とし、任免権者に報告又は通知する（一人一葉を基準）。

(イ) (ア)の通知を受けた任免権者は、付紙第3に示す様式を基準とし、順序を経て速やかに陸上幕僚長に報告する。

イ 薬物使用検査結果についての報告

実施責任者は、局長通知別添第16項に示す検査の結果について、付紙第4の様式により2次検査終了後、順序を経て速やかに陸上幕僚長に報告する。

## 薬物使用検査の実施責任者

| 採用種目               | 薬物使用検査の実施責任者                                                                                           |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医科・歯科幹部（公募）        | 駐屯地業務隊長等                                                                                               |
| 一般・歯科・薬剤科<br>幹部候補生 | 幹部候補生学校長                                                                                               |
| 陸上自衛官（看護）          | 衛生学校長                                                                                                  |
| 一般曹候補生（男子）         | 各方面隊の教育担任部隊長                                                                                           |
| 一般曹候補生（女子）         | 女性自衛官教育隊長                                                                                              |
| 自衛官候補生             | 駐屯地業務隊長等（駐屯地業務隊長又は<br>駐屯地業務を担当する部隊等の長）                                                                 |
| 2等陸士               |                                                                                                        |
| 予備自衛官補             | 一般公募：自衛隊地方協力本部長が指定<br>する陸上自衛隊の幹部自衛官<br>又はこれに相当する事務官等<br>技能公募：方面総監が指定する陸上自衛<br>隊の幹部自衛官又はこれに相<br>当する事務官等 |
| 高等工科学校生徒           | 高等工科学学校長                                                                                               |
| 体育特殊技能者            | 自衛隊体育学校長<br>冬季特別体育教育室長                                                                                 |
| 任期付自衛官             | 指定部隊等の長（注）                                                                                             |

注：「指定部隊等の長」とは、陸上自衛官の育児休業に伴う任期付採用に関する達（陸上自衛隊達第21－25号（19.10.26））第2条及び陸上自衛官の配偶者同行休業に伴う任期付採用に関する達（陸上自衛隊達第21－27号（26.2.21））第3条に規定されたものをいう。

## 1 次検査において薬物の使用を認めた採用予定者等に関する報告

|                   |  |
|-------------------|--|
| 該当者数（人）           |  |
| 該当者の出頭部隊          |  |
| 薬物使用検査実施年月日       |  |
| 該当者の採用種目          |  |
| 警務隊への通報に関する<br>事項 |  |
| その他、参考となる事項       |  |

注：記載後は、注意とする。

## 2次検査の結果陽性が出た者についての報告

|                   |  |
|-------------------|--|
| 該当者の所属            |  |
| 階級・氏名（年齢）         |  |
| 薬物使用検査実施年月日       |  |
| 該当者の採用種目          |  |
| 警務隊への通報に関する<br>事項 |  |
| その他、参考となる事項       |  |

注：記載後は、個人情報（注意）とする。

## 薬物使用検査結果報告

|              |      |      |                  |      |      |
|--------------|------|------|------------------|------|------|
| 採用種目         |      |      |                  |      |      |
| 着隊数（人）       |      |      |                  |      |      |
| 身体検査実施者数（人）  |      |      |                  |      |      |
| 身体検査不合格者数（人） |      |      |                  |      |      |
| 1 次検査        |      |      |                  |      |      |
| 実施年月日：       |      |      |                  |      |      |
| (人)          |      |      |                  |      |      |
| 1 回目         |      |      | 2 回目（1 回目陽性者の区分） |      |      |
| 拒否者数         | 陰性者数 | 陽性者数 | 拒否者数             | 陰性者数 | 陽性者数 |
|              |      |      |                  |      |      |
| 2 次検査        |      |      |                  |      |      |
| 実施年月日：       |      |      |                  |      |      |
| 結果受領月日：      |      |      |                  |      |      |
| (人)          |      |      |                  |      |      |
| 拒否者数         | 陰性者数 | 陽性者数 |                  |      |      |
|              |      |      |                  |      |      |
| 特記事項         |      |      |                  |      |      |

注：記載後は、注意とする。

陸幕募援第68号（令和3年4月1日）別冊

## 薬物使用検査細部マニュアル（Q & A）

陸上幕僚監部

## まえがき

自衛官等の採用時に行う薬物使用検査は、平成14年7月1日から開始されたが、当時、薬物使用検査は、防衛庁として初めて実施する検査であり、実施の根拠や細部の検査要領等、分かりにくい部分が多々あるものと予想され、薬物使用検査細部マニュアル（Q&A）（以下「Q&A」という。）を作成した。

この「Q&A」は、主として薬物使用検査の実施責任者（以下「実施責任者」という。）の立場での薬物使用検査に関連する内容を主体とした予想質問について記述している。今後とも必要により逐次整備していくものであるが、当面の業務の参考として活用されたい。

## 目 次

- 1 全 般
- 2 検査を実施する要員等
- 3 検査用品の補給
- 4 陽性反応が出た場合の処置
- 5 薬物使用の事実が明らかとなった場合の処置
- 6 予備自衛官補の検査実施要領
- 7 人権問題への対応

## 1 全 般

Q 1 薬物使用検査で完全な薬物使用者の排除はできるのか。また、事務官等（事務官及び技官）は薬物使用検査の対象とならないのか。

A 薬物使用検査で薬物使用の反応を確認できるのは、禁止薬物の一部に限定される。よって、この薬物使用検査をもって完全な薬物使用者の排除を実施しきれないのは事実であるが、募集要項及び採用予定通知時に周知を行うということから抑止効果が期待でき、薬物使用者の入隊等の防止は十分追求できると思われる。この際、薬物使用検査は犯罪捜査を目的に行うものでなく、薬物を使用していないことを確認する検査であると認識されたい。

事務官等の薬物使用検査については、平成15年度以降実施する方向で当時内部部局主体に検討されたが、当該年度予算の概算要求が財務当局に認められず、以来実施されていない。今後実施することとなった場合は、改めて示す。

Q 2 薬物使用検査を実施できる根拠は何か。

A 薬物使用検査は、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第36条を根拠とするものであり、具体的には同条を根拠とする実施要綱（防人2第5452号（14.6.21）「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について（通達）」。以下「事務次官通達」という。）により実施するものである。薬物使用検査を受けない採用予定者等及び薬物使用を認めた採用予定者等を不採用とするのも、これが根拠となる。

実施要領について記述された人2第5453号・運衛第5453号（14.6.21）「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について（通知）」（以下「局長通知」という。）は、実施要領に関する根拠である。

その他の関連法令として、別紙第1を参考にされたい。

Q 3 全体的な薬物使用検査の流れはどうなっているのか。

A 薬物使用検査の基本的流れは、別紙第2-1及び別紙第2-2を参考にされたい。

Q 4 薬物使用検査の実施を拒否した場合、どうなるのか。

A 採用予定者及び予備自衛官補の受験者は、事務次官通達により、不採用となる。

## 2 検査を実施する要員等

Q 5 薬物使用検査班の要員には、専門的な知識が必要とされるのか。

A 専門的な知識は特に必要ない。人数等も規定はない。

Q 6 薬物使用検査の実施責任者は、どのような人が指定されているのか。また、採用に関する任免権者も分かり難いがいかな。

A 1 薬物使用検査の実施責任者の指定

陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）からの通達に示す実施責任者は、基本的には入隊時身体検査の実施責任者となっている（ただし、予備自衛官補の薬物使用検査の実施責任者は、身体検査の実施責任者が指定する者とした。）。この理由は、身体検査と同時期に行い、身体検査で使用する尿を用いて薬物使用検査の1次検査を行うという点で特に身体検査との関連性が大であり、責任者を一元化させて同一人物とするべきとの考えからである（予備自衛官補の薬物使用検査は、方面総監及び自衛隊地方協力本部長の指揮下隊員に適任者が多数存在するはずであり、あえて固定的な指定をするよりも柔軟性を保持させようとの考えからである。）。

A 2 採用に関する任免権者

入隊時身体検査（予備自衛官補は採用時の身体検査）の実施責任者及びその根拠と採用に関する任免権者については、別紙第3の一覧表を参考にされたい。

Q 7 薬物使用検査班の要員は、どこから選出すべきか。身体検査との兼務は可能か。

A 1 薬物使用検査の要員の選出

薬物使用検査は、身体検査とは異なるものであり、特に要員に専門的知識が求められるものでもないため、基本的には実施責任者が自己の部隊等から要員を選出する。これにより難しい場合は、駐屯地ごと所在部隊等間での調整により要員確保を図られたい。

また、身体検査を海上自衛隊、航空自衛隊又は部外の病院等に委託して実施する必要性が生じた場合には、検査の要員の支援等、実施の細部について相互によく調整を行うこととし、薬物使用検査班長は必ず陸上自衛隊の要員から選出をして現地において薬物使用検査を総括させるものとする。

A 2 薬物使用検査の要員と身体検査の要員との兼務  
要員の兼務は可能である。

### 3 検査用品の補給

Q 8 薬物使用検査の1次検査で使用する検査キットの補給はどうなっているのか。

A 別紙第4のとおりである。

#### 4 陽性反応が出た場合の処置

Q 9 陽性反応が出た場合どうなるのか。

A 1 1次検査の場合

1次検査の検査キットの信頼性は、かなり高いと言われているが、まれに風邪薬等で反応する場合がある。このため、1次検査で陽性反応が出た場合は、事務次官通達及び局長通知により2次検査を受検させることとなる。

1次検査での陽性反応が出た該当者の身分等の取扱いについては、通常の採用予定者等又は隊員と同様（陰性であった者と同様）とする。

A 2 2次検査（精密検査）の場合

部外委託による2次検査の信頼性は、約99.99パーセントと言われているが、これをもって薬物使用の事実が明らかとなり犯罪者（薬物使用者）として特定されるわけではない（「薬物使用の事実が明らかとなった場合」には該当しない。）。ただし、2次検査の結果陽性が出た場合には、局長通知別添第15項により警務隊への通報を実施することとなるため、当該隊員は、薬物使用の疑いのある者として、警務隊及び警察による事実確認及び捜査を受けることとなる。

2次検査で陽性反応が出た該当者の身分等の取扱いについては、捜査等により薬物使用の事実が明らかにならない限り、通常の採用予定者等又は隊員と同様（陰性であった者と同様）とする。

Q10 1次検査で陽性反応が出た場合の2次検査の部外委託は、どのようにすればいいのか。

A 別紙第5のとおりである。

## 5 薬物使用の事実が明らかとなった場合の処置

Q11 薬物使用事実が明らかになった場合には、どのように報告すればよいか。

A 1次検査において薬物使用の事実を認めることにより薬物使用の事実が明らかとなった場合の報告については、基本的に陸幕の通達により実施されたい。

隊員として採用された以降の薬物使用事実の判明等の服務事案については、事故速報の要領で報告を行われたい。

Q12 薬物使用事実が明らかになった場合の処分は、どうなっているのか。

A 処分の対象となるのは、隊員としての身分保有後に薬物使用事実が明らかになった場合（本人が認めた場合や捜査結果等による場合）である。

処分は、採用前の使用事実である場合は、基本的に自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第63条に基づく分限処分の対象となり、採用後の使用事実である場合は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第46条第2項に基づく懲戒処分の対象となる。ただし、予備自衛官補についてはQ14のとおりとなる。

Q13 処分は、任免権者の判断で実施することとなるのか。

A 薬物使用事実に基づく処分は任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第4条第2項の「重要又は異例の事案」に該当するため、陸上幕僚監部（以下「陸幕」という。）人事教育部に報告し、内部部局を通じ防衛大臣の指示を受けて任免権者が処分を実施することとなる。

## 6 予備自衛官補の検査実施要領

Q14 予備自衛官補の薬物使用検査については、実施要領等に何か違いがあるのか。

A 実施要領は、基本的に新規の採用予定者と同じである。ただし、薬物使用検査の1次検査を採用試験時の身体検査に併せ実施するため、2次検査の所要が発生した場合の検査結果は一般的に入隊前に判明することとなり、実施責任者は入隊前の受検者と継続的な連携を保持し、検査結果を連絡することとなる。この際、採用前に薬物使用事実が判明した場合は、不採用となるが、採用後であれば、「予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第44号）、「予備自衛官補の任免等細部取扱いに関する達（陸上自衛隊達第21－24号（28. 5. 18）」）に基づき免職の対象となる。

## 7 人権問題への対応

Q15 人権問題等の心配はないのか。

A 本検査の検討の当初から人権問題の発生防止を考慮しつつ検討を進めてきたところである。特に、検査の実施そのものの正当性の保持、検査実施間の問題発生防止及び不採用、処分等の任命権の行使に伴う問題発生の防止の三つを重視し、人権問題の心配はないと判断される。

以下、細部について述べる。

### 1 薬物使用検査の実施そのものの正当性の保持

Q2の根拠の保持と募集要項や採用予定通知に薬物使用検査を行う旨記載するなどにより自衛官等の志願者や採用予定者に対してあらかじめ周知することにより問題はない。

### 2 検査実施間の問題発生防止

基本的に局長通知（実施要領）により検査を実施している場合には心配はない。

### 3 不採用、処分等の任命権の行使

不採用の根拠として事務次官通達に記述された「採用」の項目が該当し、これが根拠であり問題はない。また、処分に関しても飽くまで薬物使用の事実が明らかになった場合に実施されることから問題はない。

#### 4 その他

特に薬物使用検査班員や部隊の隊員等に留意させる事項として、受検を拒否する者に対し検査を強要する等の行為を絶対に行わないこと、薬物使用検査で陽性反応があっても薬物使用者扱いをする等の特別な偏見を持たないこと。

人権問題等の心配があった場合には、早急に陸幕人事教育部人事教育計画課(担当 企画班准曹士管理(内線40212から4))に連絡されたい(陸幕として対応支援を行う。 )。

## 薬物使用検査関係法令

### 1 自衛隊法

#### (隊員の採用)

第 3 5 条 隊員の採用は、試験によるものとする。ただし、試験以外の能力の実証に基く選考によることを妨げない。

2 前項の試験及び選考その他隊員の採用の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

#### (条件附採用)

第 4 1 条 隊員の採用は、すべて条件附のものとし、その隊員がその職において六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなる。

2 条件附採用に関し必要な事項及び条件附採用期間であって六月をこえる期間を要するものについては、防衛省令で定める。

#### (身分保障)

第 4 2 条 隊員は、懲戒処分による場合及び次の各号の一に該当する場合を除き、その意に反して、降任され、又は免職されることがない。

一 勤務成績がよくない場合

二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

三 前二号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

四 組織、編成若しくは定員の改廃又は予算の減少により、廃職又は過員を生じた場合

#### (懲戒処分)

第 4 6 条 隊員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

二 隊員たるにふさわしくない行為のあった場合

三 その他この法律若しくは自衛隊員倫理法（平成 1 1 年法律第 3 0 号）又はこれらの法律に基づく命令に違反した場合

## 2 自衛隊法施行令

(条件附採用期間中の隊員等の分限)

第63条 任命権者は、条件附採用期間中の隊員又は臨時的に任用された隊員が法第42条第4号に掲げる事由に該当する場合又は勤務成績の不良、心身の故障その他の事由によりその官職に引き続き任用しておくことが適当でないと認める場合若しくは臨時的に任用しておく必要がなくなった場合には、これらの隊員をいつでも降任させ、又は免職することができる。

## 3 自衛隊法施行規則

(試験の方法)

第22条 隊員の採用試験の方法は、筆記試験、身体検査及び口述試験とする。

2 自衛官、自衛官候補生及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

(雑則)

第36条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

## 4 刑事訴訟法

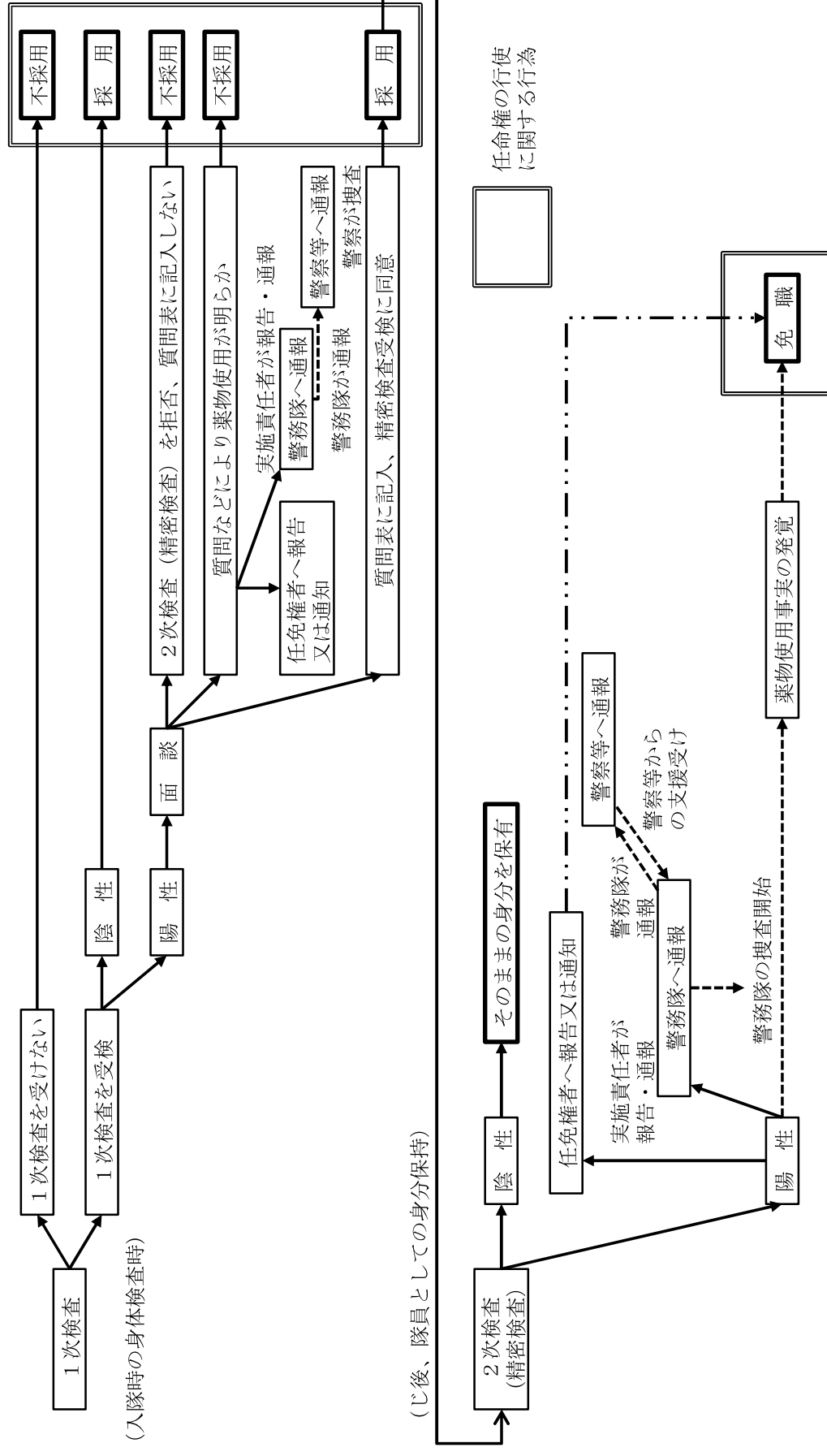
(告発)

第239条 何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

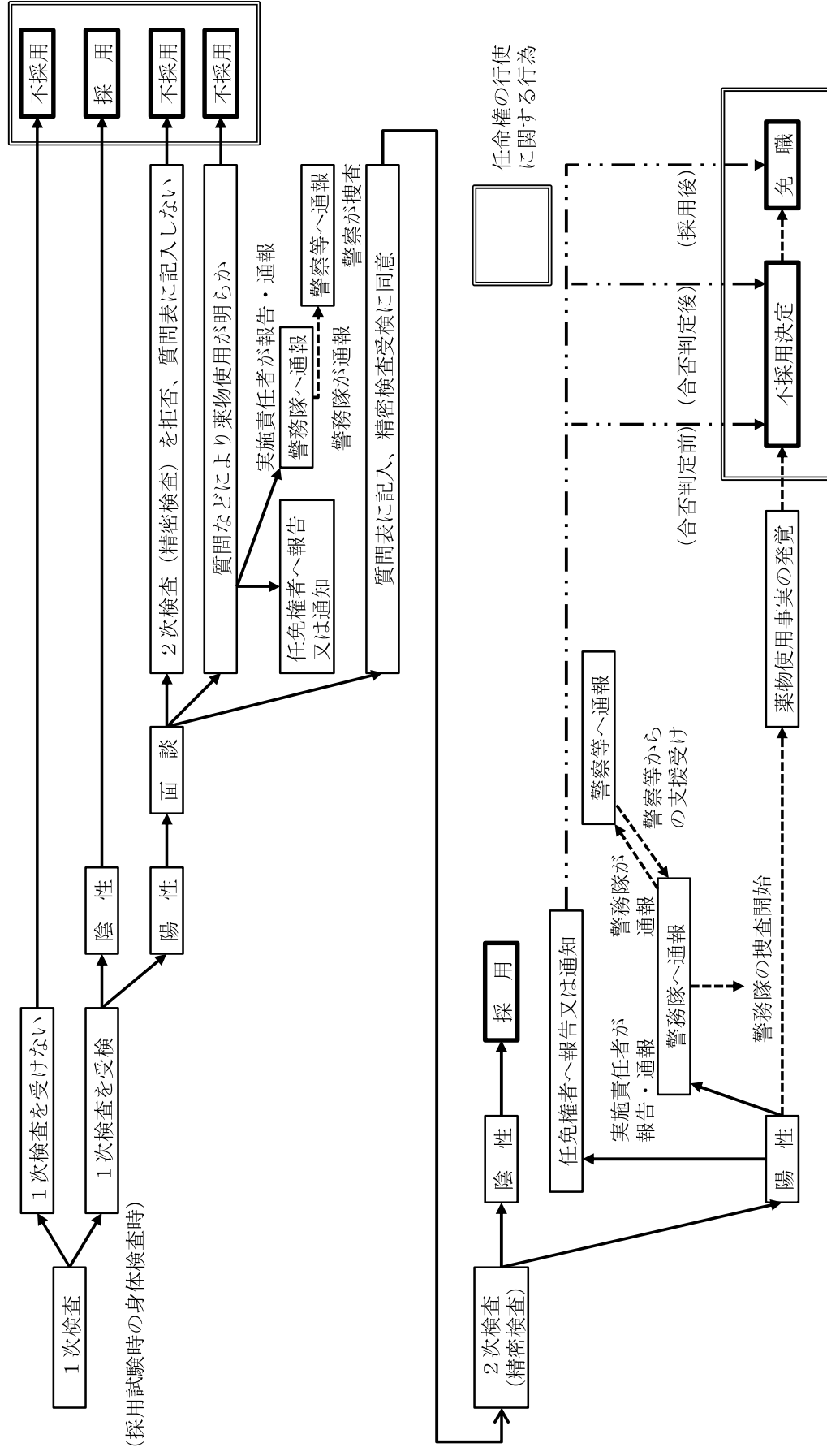
2 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。

(注：官吏は国家公務員、公吏は地方公務員を意味する。)

薬物使用検査の基本的流れ（予備自衛官補以外）



薬物使用検査の基本的流れ（予備自衛官補）



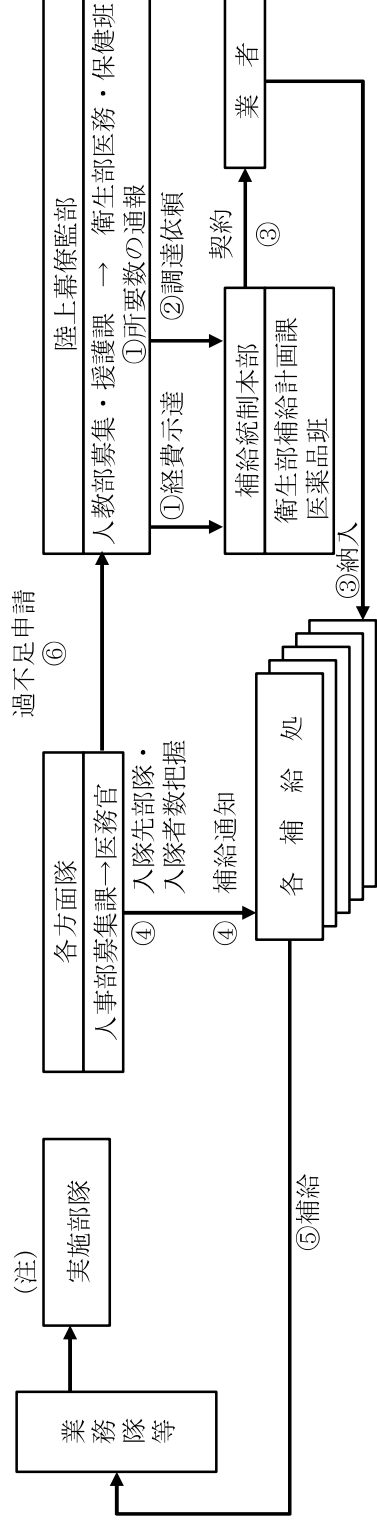
入隊時等身体検査の実施責任者及び採用に関する任命権者

別紙第3

| 種 目                   | 入隊時身体検査実施責任者                                                                                               | 根 拠                                                                                                                                                                                                                                         | 採用に関する任免権者                      |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 医科・歯科幹部（公募）           | 駐屯地業務隊長等                                                                                                   | 自衛官等の募集及び採用業務実施に関する<br>達（陸上自衛隊達第23－9号（23．5．<br>19））第17条、第18条及び第19条                                                                                                                                                                          | 佐官：防衛大臣<br>尉官：陸上幕僚長             |
| 一般・医科・歯科・薬剤科<br>幹部候補生 | 幹部候補生学校長                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                             |                                 |
| 陸上自衛官（看護）             | 衛生学校長                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                             | 陸上幕僚長                           |
| 高等工科学校生徒              | 高等工科学学校長                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                             |                                 |
| 一般曹候補生（男子）            | 各方面隊の教育担任部隊長                                                                                               | 2等陸士、2等海士及び2等空士たる自衛<br>官並びに自衛官候補生の募集及び採用に関<br>する訓令（昭和30年防衛庁訓令第80<br>号）第39条                                                                                                                                                                  | 方面総監                            |
| 一般曹候補生（女子）            | 女性自衛官教育隊長                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                             |                                 |
| 自衛官候補生                | 駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当す<br>る部隊等の長                                                                               | 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関す<br>る訓令（防衛省訓令第44号（28．5．<br>18））第10条<br>予備自衛官補の募集及び採用業務実施に関<br>する達（陸上自衛隊達第23－7号（28．<br>5．18））第6条及び第9条<br>予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する<br>訓令（防衛省訓令第45号（28．5．1<br>8））第15条<br>予備自衛官補の教育訓練招集手続に関する<br>達（陸上自衛隊達第23－8号（28．5．<br>18））第13条 | 教育大隊長、前期教育設置の部隊長、<br>女性自衛官教育隊長  |
| 2等陸士                  | 一般公募：自衛隊地方協力本部長が指<br>定する陸上自衛隊の幹部自<br>衛官又はこれに相当する事<br>務官等<br>技能公募：方面総監が指定する陸上自<br>衛隊の幹部自衛官又はこれ<br>に相当する事務官等 |                                                                                                                                                                                                                                             | 一般公募（自衛隊地方協力本部長）<br>技能公募（陸上幕僚長） |
| 予備自衛官補                | 「防人2第5452号（14．6．2<br>1）」「自衛官等の採用時に行う乗物使用<br>検査について（通達）」第8項第2号の<br>規定に該当する場合：教育訓練招集部隊<br>等の長（各教育訓練招集部隊等の長）」 |                                                                                                                                                                                                                                             |                                 |
| 体育特殊技能者               | 自衛隊体育学校長<br>冬季特別体育教育隊長                                                                                     | 各年度通達で示す。                                                                                                                                                                                                                                   | 陸上幕僚長                           |
| 任期付自衛官                | 指定部隊等の長（陸上自衛官の育児休業<br>に伴う任期付採用に関する達第2条に規<br>定する者）                                                          | 陸上自衛官の育児休業に伴う任期付採用に<br>関する達（陸上自衛隊達第21－25（1<br>9．10．26））第8条                                                                                                                                                                                  | 防衛大臣、陸上幕僚長、方面総監                 |

1 次検査キットの補給の流れ

- 1 陸幕は、採用計画数に基づく検査キット（概数）の調達を補給統制本部に依頼する。  
2 各方面隊は、薬物使用検査の実施部隊ごとのキット所要数を把握して、各補給処に対し補給通知を実施する。



注：実施部隊とは、薬物使用検査の実施責任者を長とする部隊又は機関をいう。

- ① 陸幕人事教育部募集・援護課は、募集実施計画数に基づく検査キットの所要額（経費）を補給統制本部に示達するとともに、陸幕衛生部に所要数を通報する。  
② 陸幕衛生部は、所要数の調達を補給統制本部に依頼する。  
③ 補給統制本部は、陸幕から示された各方面別所要数を把握し業者と契約する。業者は、契約に基づき各補給処に検査キットを納入する。  
④ 各方面隊は、入隊先部隊、入隊者数等を把握するとともに、補給処を通じて実施部隊の所在する業務隊等に補給できるように調整して、各補給処に補給通知を実施する。  
各補給処は、補給受数を確認して把握して管理する。  
⑤ 各補給処は、方面隊からの補給通知に基づき業務隊等に補給する。  
業務隊等は、検査キットの残数を確認して把握して管理する。  
⑥ 各方面隊は、在庫状況により陸幕人事教育部募集・援護課に検査キットの過不足申請を行う。



防人2第5452号  
平成14年6月21日  
最終改正 平成18年12月25日

防衛大学校長  
防衛医科大学校長  
陸上幕僚長 殿  
海上幕僚長  
航空幕僚長

事務次官

自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について（通達）

標記について、当分の間、別添のとおり実施することとされたので、遺漏のないよう措置されたい。

添付書類：「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要綱」

## 自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要綱

### 1 趣旨

- (1) この要綱は、自衛官、予備自衛官補及び防衛大学校又は防衛医科大学校の学生の採用時に行う薬物使用検査の実施について定めるものとする。
- (2) 薬物使用検査は、薬物使用者の入隊等を防止することを目的として実施するものとする。

### 2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自衛官等 自衛官、予備自衛官補及び防衛大学校又は防衛医科大学校の学生
- (2) 志願者 自衛官等を志願する者
- (3) 採用予定者 自衛官等（予備自衛官補を除く。）として採用することを予定する者
- (4) 受験者 予備自衛官補の採用試験を受験する者
- (5) 薬物使用検査 志願者及び採用予定者が、その採用直前において、大麻取締法（昭和23年法律第124号）第1条に規定する大麻、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項に規定する覚せい剤、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号に規定する麻薬若しくは同条第6号に規定する向精神薬又はあへん法（昭和29年法律第71号）第3条第2号に規定するあへん若しくは同条第3号に規定するけしがらを使用していないことを確認するために行う検査をいう。

### 3 採用

任免権者は、薬物使用検査を受けない採用予定者又は受験者（以下「採用予定者等」という。）及び薬物を使用していることを認めた採用予定者等を採用してはならない。

### 4 周知

地方協力本部長又は任免権者は、志願者又は採用予定者に対して、薬物使用検査の実施について事前に周知しなければならない。

### 5 薬物使用検査の実施

- (1) 薬物使用検査は、1次検査と2次検査に分けて実施するものとする。
- (2) 薬物使用検査の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、防衛大学校長、防衛医科大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長が定める者とする。
- (3) 1次検査は、採用予定者にあつては入隊時又は入学時、予備自衛官補にあつては採用試験時にそれぞれ行う身体検査に併せて実施するものとする。
- (4) 1次検査は、実施責任者の監督の下、所要の要員をもって実施し、必要に応じて医師又は臨床検査技師たる隊員の助言を受けるものとする。
- (5) 2次検査は、1次検査において薬物使用に係る陽性反応が出た者について、より精密な結果を得るため、実施責任者が部外に委託して実施するものとする。

### 6 薬物使用検査の結果の取扱い

- (1) 実施責任者は、薬物使用検査の結果を速やかに任免権者に通知するものとする。

- (2) 任免権者は、当該通知に基づき、当該採用予定者等又は自衛官等の取扱いについて適切に処置するものとする。

#### 7 委任規定

この要綱に定めるもののほか、薬物使用検査の実施に関し必要な事項は、人事教育局長が定める。

#### 8 実施時期等

- (1) この要綱は、平成14年7月1日から施行し、同日以後に採用される自衛官等に適用する。
- (2) この要綱の規定にかかわらず、平成14年度に行う予備自衛官補試験に合格し採用される予備自衛官補については、採用試験時の身体検査に代えて、最初の教育訓練招集時に行う身体検査に併せて薬物使用検査を行うものとする。

人2第5453号  
運衛第5453号  
14.6.21

防衛大学校長  
防衛医科大学校長  
陸上幕僚長 殿  
海上幕僚長  
航空幕僚長

人事教育局長



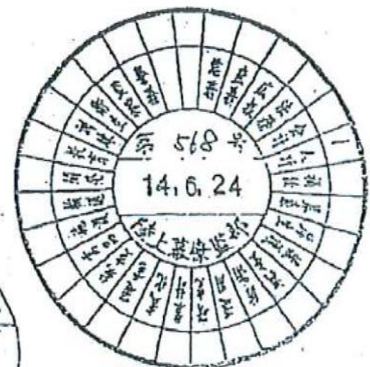
運用局長



自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について（通知）

標記について、自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について（防人2第5452号。  
14.6.21）7の規定に基づき、別添のとおり定めたので通知する。

添付書類：「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要領」



## 自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要領

(周知)

1. 地方連絡部長又は任免権者は、採用時の身体検査に際して行う薬物使用検査の実施について、募集要項により、及び採用予定通知に別記様式第1の通知文を同封することにより志願者又は採用予定者に対して周知しなければならない。

(1次検査の実施)

2. 1次検査は、簡易な薬物尿検査キットを用いて実施することとする。
3. 簡易な薬物尿検査キットとは、免疫クロマトグラフィーを用いたスクリーニング検査として相応の感度を有し、検査に要する時間が短時間であり、陽性と陰性の識別がしやすく、かつ、1回に要する検査費用が安価なものとする。
4. 薬物使用検査の実施責任者（以下「実施責任者」という。）は、所要の要員をもって、薬物使用検査班を編成して1次検査を実施させ、その結果を記録させるものとする。
5. 薬物使用検査班に班長1名を置き、幹部自衛官又はこれに相当する事務官等をもって充てる。
6. 薬物使用検査班長は、薬物使用検査を総括し、1次検査に際しては、必要に応じて医師又は臨床検査技師たる隊員の助言を受けるものとする。
7. 薬物使用検査班に薬物使用検査官数名を置き、准尉若しくは曹又はこれらに相当する事務官等をもって充てる。
1. 薬物使用検査官は、身体検査の際に採取した尿を用いて、薬物尿検査キットの取扱説明書に従って検査を行い、陽性反応が否かを判定する。

9. 薬物使用検査班長は、1次検査において陽性反応が出た場合、確実を期するため、再度採用予定者から尿を採取し、再度の検査を行わなければならない。
10. 再度の検査で採取された尿は、1次検査用と2次検査用とに分けなければならない。また、2次検査用の尿は、封印を行って異物混入や希釈などのないよう留意し、2次検査に必要とされる方法により保存しなければならない。
11. 再度の検査においても陽性反応が出た場合、薬物使用検査班長は、実施責任者に報告するとともに、別記様式第2の質問要領に従い当該採用予定者に対して質問を行うものとし、併せて、当該採用予定者に別記様式第3の質問表に記入させた上提出させるとともに、これらの結果を実施責任者に対し速やかに報告しなければならない。

(1次検査の結果の取扱い)

12. 実施責任者は、1次検査の結果薬物の使用を認めた採用予定者については、速やかに任免権者に通知するとともに、併せて警務隊に通報するものとする。

(2次検査の実施)

13. 2次検査は、1次検査の再度の検査で採取された尿を部外において精密検査を委託することにより行う。

(2次検査の結果の取扱い)

14. 薬物使用検査班長は、2次検査の結果を実施責任者に報告しなければならない。
15. 実施責任者は、2次検査の結果、陽性が出た者について、速やかに任免権者に通知するとともに、併せて警務隊に通報するものとする。

(薬物使用検査の結果の記録)

16. 実施責任者は、薬物使用検査の受験者数、結果その他必要な事項を記録し保管する。

(薬物使用検査の除外)

17. 採用予定者が入隊時又は入学時に行う身体検査において不合格となった場合にあっては、その後の薬物使用検査を行わないものとする。

(特例)

18. 「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要綱」8(2)の規定に基づく薬物使用検査を行う場合にあっては、この要領中「志願者又は採用予定者」及び「採用予定者」とあるのは「平成14年度に行う予備自衛官補試験に合格して採用される予備自衛官補」とする。

(実施時期等)

19. この要領は、平成14年7月1日から施行し、同日以後に採用される自衛官等に適用する。

覚せい剤などの薬物使用検査について

入隊部隊到着後直ちに身体検査が行われますが、この際併せて、薬物使用検査を実施する場合があります。

薬物使用検査は、1次検査（スクリーニング）と2次検査（精密検査）に分けて実施されますが、2次検査（精密検査）で陽性反応が出た場合、自衛隊法に基づく免職の処分をされることがあります。

薬物使用検査（1次検査）質問要領

1. 念のためお尋ねしますが、あなたの薬物尿検査の結果は陽性となりましたが、覚せい剤などの薬物を使用していませんか。
2. 引き続き、より精密な結果を得るために、薬物尿検査の2次検査を行うこととなりますが、よろしいですか。

なお、2次検査を拒否することも可能ですが、2次検査を受けない場合は不採用となります。また、2次検査の結果、陽性となった場合は、自衛隊法に基づく免職の処分をされることがあります。

## 薬物使用検査（1次検査）質問表

以下の事項の質問について記入してください（はい・いいえの欄にはチェックの記入□）。

なお、不明な点がある場合は薬物使用検査担当者に質問をして正確を期してください。

| 内 容                | は い                      | いいえ                      | 備 考 |
|--------------------|--------------------------|--------------------------|-----|
| 覚せい剤などの薬物は使用していない  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |     |
| 2次検査（精密検査）の受検に同意する | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |     |

以上相違ありません。

（自署）

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
|-----|--|

平成 年 月 日

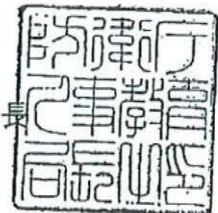
人2第3825号

運衛第3825号

15.4.15

防衛大学校長  
防衛医科大学校長  
陸上幕僚長 殿  
海上幕僚長  
航空幕僚長

人事教育局長



運用局長



自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要領の一部改正について（通知）

標記について、下記のとおり改正したので通知する。

#### 記

「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査について」（人2第5453号。運衛第5453号。14.6.21）別添「自衛官等の採用時に行う薬物使用検査実施要領」の一部を次のように改正する。

9中「採用予定者」を「採用予定者等」に改める。

11中「別記様式第2」を「別記様式第2-1又は別記様式第2-2」に、「当該採用予定者」を「当該採用予定者等」に改める。

12中「採用予定者」を「採用予定者等」に改める。

17中「入学時に」の次に「、及び予備自衛官補が採用試験時に」を加える。

18中「採用予定者」を「採用予定者等」に改める。

別記様式第2中「質問要領」を「質問要領（採用予定者）」に改め、同様式を別記

様式第2-1とし、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第2-2

薬物使用検査（1次検査）質問要領（受験者）

1. 念のためお尋ねしますが、あなたの薬物尿検査の結果は陽性となりましたが、覚せい剤などの薬物を使用していませんね。
2. 引き続き、より精密な結果を得るために、薬物尿検査の2次検査を行うこととなりますが、よろしいですか。  
なお、2次検査を拒否することも可能ですが、2次検査を受けない場合は不合格となります。